

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 10 日現在

機関番号：24506

研究種目：基盤研究 C

研究期間：2010 年～2012 年

課題番号：22530871

研究課題名（和文） 義務教育費の公私負担に関する比較研究

研究課題名（英文）

Comparative Research on Public and Private Payment of Compulsory Education Cost

研究代表者

清原 正義 (KIYOHARA MASAYOSHI)

兵庫県立大学・環境人間学部・教授

研究者番号：50137254

研究成果の概要（和文）：

本研究では、義務教育費の公費と私費のあり方について、国内調査およびイギリス・アメリカにおける海外調査をもとに追究した。国内の義務教育費負担については、負担者と負担内容を示す義務教育費構成表を作成した。また、経常経費と目的的事業費の保障をどのように実現していくか、イギリス・アメリカにおける公平性(equity)と適切性(adequacy)という財政配分の論理をふまえつつ、当該国の義務教育費の構成および負担の実態を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

This study is looking for desirable way of public and private payment of compulsory education cost through the domestic and foreign investigations. A table showing the actors and fields on payment of compulsory education cost is made. Also, with reference concerning the finance distribution points of view on the costs for regular ones and the costs for special purpose in U.K. and U.S.A., the real condition and composition of compulsory education costs are explored.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	2,300,000	690,000	2,990,000
2011 年度	700,000	200,000	900,000
2012 年度	200,000	60,000	260,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	950,000	4,150,000

研究分野：教育行財政

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：公平性 適切性 経常経費 目的的事業費

1. 研究開始当初の背景

平成 18 年に教育基本法が改正され、その中で教育振興基本計画の策定が規定された。

これは国レベルのみでなく、地方レベルでも策定が義務づけられている。これによって教育経費とりわけ義務教育費の財政的保障が国及び地方の連携によって発展すると期待される。

しかし、義務教育費における中央・地方の公費負担や私費負担のあり方に関する研究は少ない。例えば、教育委員会予算を含む学校予算の実態研究としては、清原「学校予算と学校事務」（『学校事務職員制度の研究』第4章、1997年）のほかまとまった研究がない。義務教育費の保障システムに関する研究では小川正人『戦後日本教育財政制度の研究』（1991年）などがあるが、いずれも義務教育に関する国庫負担制度の研究であり、地方負担を含む義務教育費の全体を対象としていない。

さらに、義務教育費の保障に当たって、教育財政裁判が盛んなアメリカで活用されてきた、公平性（equity）と、教育活動において十分な効果を発揮しうる適切性（adequacy）に基づく保障についても検討する必要がある。

2. 研究の目的

義務教育費を公費と私費の両方から調査研究して、それぞれの望ましいあり方を追究する。公費については中央政府と地方自治体の関与のあり方及び地方自治体間の公費支出の格差について検討し、私費については、学校教育に関わる私費負担の実態を調査する。さらに公費支出と私費支出の関連について検討し、モデル化等による、政策貢献度の高い知見の提示をめざす。

3. 研究の方法

国内調査と海外調査を行い、その実態分析から理論化を行った。

平成22年度は、理論枠組みの確認、学力上位群に属するA県、平成23年度は、政令指定市、イギリス、アメリカにおいて調査を行った。平成24年度は、まとめの作業を行った。調査対象者は以下の通り。

日本：

A県教育委員会学校財務担当者

A県B市教育委員会学校財務担当者

A県C町立D中学校校長

E、F、G政令指定市学校財務担当者

イギリス：

国立教員研修局（TDA）職務基準設定担当者

イギリス学校財務研究者

ミルトンケインズ学校理事長、校長

ウェストミンスター・ナジャリースクール

アメリカ：

NEA 学校財務支援担当者

ワシントン州学校財務担当者

フェアフォックス群教育局学校財務担当者

4. 研究成果

（1） アメリカの財政保障の理念である「公平性」と「適切性」にならい、日本の財政保障の実態を「経常的経費」と「目的経費」から分析し、義務教育費の構成および負担のモデルを図示した。（最終頁 表1 参照）

（2） 国内調査から、公私負担区分の実態等を行い、理論的基準が脆弱であることを明示した。

（3） イギリス、アメリカにおける昨今の教育改革においては、財政、教職員の給与システムおよび教員配置を中心として、学校における意思決定の重視、学校裁量権限の強化、すなわち学校への分権がめざさ

れている実態が明らかになった。

(4) 1960年代以降のアメリカ学校財政訴訟の動向を公平性(equity)と適切性(adequacy)の観点をもとに整理し、セラノ判決、ロドリゲス判決、ロビンソン判決など主要判例となっている判決が学校財政配分に与えた影響について明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計8件)

①末富 芳「義務教育の基盤としての教育財政制度改革」(日本教育学会『教育学研究』第79巻第2号、2012年、156～169頁。(査読無))

②末富 芳「義務教育財政の比較分析—国-地方-学校の権限・財源配分と『分権論』」日本教育行政学会研究推進委員会編『地方政治と教育行財政改革—転換期の変容をどう見るか』、福村出版2012年、164-191頁。(査読無)

③本図 愛実「シリーズ学校分権の光と影—英米の最前線 総括」『学校事務』2月号、2012年2月、49～53頁。(査読無)

④末富 芳「アメリカの公立学校財政」『学校事務』2011年11月号、学事出版、2011年、56-59頁。(査読無)

⑤末富 芳「イギリスの学校分権の進展とスクールビジネスマネージャー」『学校事務』2011年7月号、学事出版、2011年42-45頁。(査読無)

⑥本図 愛実「シリーズ学校分権の光と影—英米の最前線 学校分権のもとでの教員への期待と職能成長」『学校事務』2011年9月号、2011年、48～52頁。(査読無)

⑦本図 愛実「シリーズ学校分権の光と影—英米の最前線 シリーズ開始に際して」『学校事務』2011年4月号、2011年、46～48頁。(査読無)

⑧本図 愛実「学校・教員評価の在り方について—学校・教員評価の在り方に関する考察—公共哲学と組織マネジメントの観点から」『宮城教育大学紀要』第44巻、2010年3月、251～264頁。(査読無)

[学会発表] (計3件)

①本図愛実・末富芳

平成24年6月9日(土)「学校分権の進展と教育行財政システムの展開」日本教育経営学会第52回(於香川大学)

②清原正義・本図愛実・末富芳

平成23年10月9日「義務教育費の公私負担に関する比較研究—その2:政令市の事例を中心として」日本教育行政学会第46回大会(於九州大学)

③清原正義・本図愛実・末富芳

平成22年10月2日「義務教育費の公私負担に関する比較研究その1—A県の事例を中心として」日本教育行政学会第45回大会(於筑波大学)

[図書] (計1件)

末富 芳『教育費の政治経済学』(勁草書房、2010年)(228頁)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

清原 正義 (KIYOHARA MASAYOSHI)

研究者番号: 50137254

兵庫県立大学・環境人間学部・教授

(2) 研究分担者

本図 愛実 (HONZU MANAMI)

研究者番号：70293850

宮城教育大学・教育学部・准教授

末富 芳 (SUETOMI KAORI)

研究者番号：40363296

日本大学・文理学部・准教授

表1 義務教育費の構成

大項目	中項目	小項目	公費			私費	
			中央政府	地方政府 A	地方政府 B	保護者	地域住民
教職員	給与	標準定数					
		加配定数					
		研修					
環境・施設整備	校舎新增改築 (資本的経費)						
	運動場等						
	給食						
	通学手段						
教育活動 (教育活動に直接要する経費)	教科						
	教科外活動						
	特別支援						
	学校裁量						
	その他						
学校運営	経常経費	事務費					
		管理備品					

	費				
	光熱水費				
	修繕費				
地域連携 (PTA, 地域住民等)					

* 経常経費と目的経費を含む